

教育職員免許状授与資格の取得に関する規程新旧対照表

改正前		改正後	
別表第1 学部		別表第1 学部	
下記免許状の授与資格を得させる課程（正規の課程）として認定を受けた学部・学科		下記免許状の授与資格を得させる課程（正規の課程）として認定を受けた学部・学科	
取得することができる免許状の種類		取得することができる免許状の種類	
総合人間学部	(略)	総合人間学部	(同 左)
総合人間学部 総合人間学科保健体育コース	中学校教諭1種免許状（保健体育） 高等学校教諭1種免許状（保健体育）		
	(略)		
文学部	(略)	文学部	(同 左)
教育学部	教育科学科	教育学部	教育科学科
	養護学校教諭1種免許状		養護学校教諭1種免許状
教育学部	教育科学科社会コース	教育学部	教育科学科社会コース
	中学校教諭1種免許状（社会） 高等学校教諭1種免許状（地理歴史、公民）		中学校教諭1種免許状（社会） 高等学校教諭1種免許状（地理歴史、公民）
教育学部	教育科学科保健体育コース		
	中学校教諭1種免許状（保健体育） 高等学校教諭1種免許状（保健体育）		
	(略)		(同 左)
薬学部	総合薬学科	薬学部	薬科学科
	中学校教諭1種免許状（理科） 高等学校教諭1種免許状（理科）		中学校教諭1種免許状（理科） 高等学校教諭1種免許状（理科）
	(略)		(同 左)

附 則
この規程は、平成18年7月20日から施行し、平成18年4月1日から適用する。ただし、適用日前に入学した者で従前の課程により授与資格を取得しようとする者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

改 正 前		改 正 後	
別表第2 大学院		別表第2 大学院	
下記免許状の授与資格を得させる課程(大学院の課程)として認定を受けた研究科・専攻		下記免許状の授与資格を得させる課程(大学院の課程)として認定を受けた研究科・専攻	
取得することができる免許状の種類		取得することができる免許状の種類	
文学研究科	(略)	文学研究科	(同 左)
教育学研究科	教育科学専攻社会コース 中学校教諭専修免許状(社会) 高等学校教諭専修免許状(地理歴史、公民)	教育学研究科	教育科学専攻社会コース 中学校教諭専修免許状(社会) 高等学校教諭専修免許状(地理歴史、公民)
	教育科学専攻保健体育コース 中学校教諭専修免許状(保健体育) 高等学校教諭専修免許状(保健体育)		
	(略)		(同 左)
工学研究科	社会基盤工学専攻 都市社会工学専攻 都市環境工学専攻 建築学専攻 機械工学専攻 機械物理工学専攻 精密工学専攻 原子核工学専攻 材料工学専攻 航空宇宙工学専攻 電気工学専攻 (略)	工学研究科	社会基盤工学専攻 都市社会工学専攻 都市環境工学専攻 建築学専攻 機械理工学専攻 マイクロエンジニアリング専攻 航空宇宙工学専攻 原子核工学専攻 材料工学専攻 電気工学専攻 (同 左)
	(略)		(同 左)
人間・環境学研究科	共生人間学専攻社会コース 共生人間学専攻数学コース 共生人間学専攻保健体育コース (略)	人間・環境学研究科	(同 左)
	中学校教諭専修免許状(保健体育) 高等学校教諭専修免許状(保健体育)		(同 左)
	(略)		(同 左)